

# 北海道公報

発行 北海道 (総務部法制文書課)  
 電話 011-231-4111 (内線 22-271)  
 FAX 011-232-1385  
 印刷 富士プリント(株)

## 目次

ページ

### 告示

- 北海道公債の償還(縁故債) (財政課) 一六五
  - 北海道個人情報保護条例により口頭による開示請求ができる個人情報の一部改正 (法制文書課) 一六六
  - 一般競争入札による道有財産(土地)の売却 (管財課) 一六六
  - 特定鳥獣の捕獲の禁止及び制限に係る公聴会の開催 (自然環境課) 一六七
  - 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請 (生活振興課) 一六七
  - 大規模小売店舗立地法による道の意見 (地域産業課) 一六八
  - 土地改良区の定款の変更の認可 (土地改良指導課) 一六九
  - 道営土地改良事業変更計画の決定 (土地改良指導課) 一六九
  - 土地改良事業の施行の認可 (土地改良指導課) 一六九
  - 土地改良事業の工事の完了の届出 (土地改良指導課) 一六九
  - 平成十四年度北海道林業改良指導員資格試験の実施 (森林活用課) 一七〇
  - 漁船保険付保義務の同意を求めるための事前届出 (水産経営課) 一七一
  - 道路の区域の変更(二件) (道路整備課) 一七一
  - 公有水面の埋立ての免許の出願 (砂防災害課) 一七二
  - 公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功認可 (砂防災害課) 一七四
  - 都市計画事業の認可の一部改正 (公園下水道課) 一七七
- ### 公告
- 根室北部廃棄物処理広域連合の設立の許可 (市町村課) 一七八
  - 公募型プロポーザルの実施 (情報基盤課) 一七八
  - 定置漁業の休業の届出 (漁業管理課) 一七八
- ### 支庁告示
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了 (札幌医科大学告示) 一七九
  - 一般競争入札の実施 (道教育庁石狩教育局告示) 一七九
  - 特定調達契約に係る落札者等の公示 (道選挙管理委員会告示) 一八〇

### 告示

### 告示

- 不在者投票を行うことができる病院等の指定の一部改正 (道公安委員会告示) 一八一
- 遊技機の認定及び型式の検定等の告示 (道警察本部告示) 一八二
- 特定調達契約に係る落札者に関する公示 一八五

### 北海道第21回1273号

北海道公債の平成14年8月20日定時償還に係る抽せんの結果、元金を次のとおり償還する。

平成14年7月26日

当せんした証書の番号等	北海道知事 堀 達也	当せんした証書の番号等
1 当せんした証書の番号等		
銘	柄	償還金額
北海道第20回1号公債	4億5,000万円	10万円券 100万円券 1,000万円券
北海道第20回2号公債	3億円	
北海道第20回3号公債	4億5,000万円	
北海道第20回4号公債	6億3,000万円	
北海道第20回5号公債	3億6,000万円	
北海道第21回1号公債	9億円	
北海道第21回2号公債	10億2,000万円	
北海道第21回3号公債	9億円	

第1385号

北 道 報 告 公 報

北海道第21回 4号公債	6億6,000万円	741～760	667～684	1037～1064
北海道第21回 5号公債	8億4,000万円	131～140 531～540 861～870	118～126 478～486 775～783	274～294 1114～1134 1807～1827
北海道第22回 1号公債	9億円	111～120 681～690 881～890	100～108 613～621 793～801	320～348 1973～2001 2553～2581
北海道第22回 2号公債	9億円	151～160 361～370 891～900	136～144 325～333 802～810	436～464 1045～1073 2582～2610
北海道第22回 3号公債	9億円	11～20 151～160 321～330	10～18 136～144 289～297	30～58 436～464 929～957
北海道第22回 4号公債	10億5,000万円	281～300 341～360 881～900	393～420 477～504 1233～1260	449～480 545～576 1409～1440
北海道第22回 5号公債	10億5,000万円	311～330 731～750 1791～1810	400～427 988～1015 2472～2499	483～514 1155～1186 2851～2882
北海道第22回 6号公債	7億5,000万円	-	-	726～750 1476～1500 2151～2175
北海道第22回 7号公債	9億3,000万円	961～970 971～980 991～1000	1825～1843 1844～1862 1882～1900	2785～2813 2814～2842 2872～2900
北海道第22回 8号公債	6億6,000万円	-	-	573～594 1013～1034 2003～2024

北海道告示第1274号

平成6年北海道告示第1479号（北海道個人情報保護条例により口頭による開示請求ができる個人情報）の一部を次のように改正する。  
平成14年7月26日

北海道知事 堀 達 也

行政書士試験の項の次に次の3項を加える。 北海道アウトドア カイト試験	分野別得点	同	北海道総合企画部地域振興室地域政策課及び各支庁の地域政策部地域政策課（後志支庁にあつては、地域政策部地域政策観光課） 道立衛生学院
道立衛生学院入学試験	学科試験の総合得点及び科目別得点	同	道立衛生学院
道立高等看護学院入学試験	同	同	受験地の道立高等看護学院
保育士試験の項の次に次の1項を加える。 歯科技工士試験	総合得点及び科目別得点	同	北海道総務部法制文書課行政情報センター及び各支庁の行政情報コーナー
准看護師試験の項中「准看護師試験」を「准看護師試験」に改める。 技能検定の項の次に次の2項を加える。			
道立高等技術専門学院入学選考試験	学科試験の科目別得点及び職業適性検査の得点	同	各道立高等技術専門学院
北海道障害者職業能力開発校入校選考試験	同	同	北海道障害者職業能力開発校
農業機械利用技能者技能検定試験の項中「北海道農政部流通対策課」を「北海道農政部道産食品安全室」に改め、同項の次に次の2項を加える。 北海道農業指導士認定試験	学科試験の総合得点及び科目別得点	同	同
家畜（牛）人工授精師養成講習会修業試験	学科試験の総合得点及び実技試験の得点並びに総合判定の得点	同	北海道立農業大学校及び北海道農政部酪農畜産課

北海道告示第1275号

次のとおり一般競争入札により道有財産（土地）を売り払う。  
平成14年7月26日

北海道知事 堀 達 也

1 入札に付する土地及び入札日時

物件番号	所在地番	面積(m <sup>2</sup> )	入札執行日時
札幌 - 1	札幌市中央区南6条西18丁目1334番18	1,142.93	平成14年8月27日午前9時30分
札幌 - 2	札幌市西区二十四軒1条7丁目11番	1,359.50	平成14年8月27日午前10時
札幌 - 3	札幌市西区西野2条1丁目1009番2ほか3筆	1,769.93	平成14年8月27日午前10時30分
江別 - 1	江別市文京台9番9	590.68	平成14年8月27日午前11時

- 2 入札に参加する者に必要な資格  
次のいずれにも該当しない者とする。
  - (1) 一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者
  - (2) 破産者で復権を得ない者
- 3 入札心得書、契約条項その他関係書類を示す場所  
札幌市中央区北3条西6丁目  
北海道総務部管財課財産第二係  
電話番号 011 - 231 - 4111 内線 22 418
- 4 入札執行の場所  
札幌市中央区北3条西7丁目  
北海道庁別館9階共用会議室
- 5 入札保証金  
入札者は、入札しようとする金額の100分の5以上の額の入札保証金を入札開始前に道に納付すること。  
なお、落札者が契約を締結しないときは、当該落札者が納付した入札保証金は道に帰属する。
- 6 郵便又は電報による入札  
認めないものとする。
- 7 契約保証金  
落札者が契約を締結しようとするときは、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を道に納付すること。  
なお、契約者が当該契約に定める義務の不履行を理由に契約を解除されたときは、当該契約者が納付した契約保証金は、道に帰属する。
- 8 契約書作成の要否及び代金支払方法  
契約書の作成を要し、代金は知事が発行する納入通知書により、指定の期日（契約締結

の日から20日以内)までに指定の場所に納入すること。

9 入札参加申込書の提出

入札参加希望者は、次により所定の入札参加申込書を提出すること。

- (1) 提出期限 平成14年8月22日(木)
- (2) 提出場所 北海道総務部管財課財産第二係

10 入札執行の公開

入札執行を公開するので、入札の傍聴を希望する者は、入札執行時刻の15分前までに入札会場において傍聴の受付を行うものとする。

なお、傍聴の受付は定員になり次第終了する。

11 その他

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(2) 申込者及び落札者がいない場合は、入札参加者を対象として随意契約を行うこともある。

北海道告示第1276号

鳥獣保護及狩猟二関スル法律（大正7年法律第32号）第1条ノ6第2項において準用する同法第1条ノ5第6項の規定により、公聴会を開催する。

平成14年7月26日

北海道知事 堀 達 也

- 1 日時 平成14年8月20日(火) 午後2時から
- 2 場所 札幌市中央区北3条西6丁目 道庁赤レンガ庁舎 2階 3号会議室
- 3 案件 特定鳥獣(シカ)の捕獲の禁止及び制限

北海道告示第1277号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、次のとおり定款の変更（「飛んでけ！車いす」の会）は社員資格の得喪に関する変更及び会議に関する変更、函館アフリカ支援協会にあっては目的に関する変更及び役員に関する変更、権利擁護市民福祉オンズズン機構・北海道にあっては役員に関する変更、北海道たすけあいワーカーズにあっては社員資格の得喪に関する変更、シーズネットにあっては特定非営利活動に係る事業の変更、社員資格の得喪に関する変更及び会議に関する変更、当別エロジカルコミュニケーションにあっては社員資格の得喪に関する変更）の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告する。

平成14年7月26日

北海道知事 堀 達 也

第 1385 号

報 豊 田 公 報

<p>1(1) 申請のあった年月日 平成14年6月27日</p> <p>(2) 特定非営利活動法人の名称 「飛んでけ！車いす」の会</p> <p>(3) 代表者の氏名 柳生 一自</p> <p>(4) 主たる事務所の所在地 札幌市中央区北5条西6丁目2番地 札幌通運ビル2階</p> <p>(5) 定款に記載された目的 この法人は、発展途上国及び国内の障害者・児の生活の質の向上を図るため、主として車いすに関連する福祉事業を行い、もって国内外のボランティア活動の一層の発展を目的とする。</p>	<p>(3) 代表者の氏名 石川 絹子</p> <p>(4) 主たる事務所の所在地 札幌市白石区本通4丁目南8番27号</p> <p>(5) 定款に記載された目的 この法人は、地域に目を向け、地域でともに生きる福祉を目指し、自立支援サービスを通してたすけあいのしくみを作ることとします。</p>
<p>2(1) 申請のあった年月日 平成14年6月27日</p> <p>(2) 特定非営利活動法人の名称 函館アフリカ支援協会</p> <p>(3) 代表者の氏名 升田 俊三</p> <p>(4) 主たる事務所の所在地 函館市山の手3丁目34番4号</p> <p>(5) 定款に記載された目的 本会は、アフリカの人々が、自然と共存し、共に生きる社会を築くためにアフリカ諸国に対し、経済、技術、文化、環境保全、教育等の協力提携事業などの国際協力活動を行い、もってアフリカの人々との友好親善関係の増進と相互の文化の向上に寄与することを目的とする。</p>	<p>(2) 申請のあった年月日 平成14年6月28日</p> <p>(3) 代表者の氏名 シーズネット 岩見 太市</p> <p>(4) 主たる事務所の所在地 札幌市中央区南6条西13丁目4番35号</p> <p>(5) 定款に記載された目的 この法人は、豊かな高齢社会づくりには不可欠な高齢者自身の主体的な生き方を指すための活動として、「仲間づくり」と「役割づくり」をキーワードにしたグループづくりとネットワークづくり、拠点づくりを中心とした事業を行い、安心した老後人生の新たな価値観を自らのパワーで作出すことができるよう、豊かな高齢社会の推進に寄与することを目的とする。</p>
<p>3(1) 申請のあった年月日 平成14年6月28日</p> <p>(2) 特定非営利活動法人の名称 権利擁護市民福祉オンブズマン機構・北海道</p> <p>(3) 代表者の氏名 阿達まさ子</p> <p>(4) 主たる事務所の所在地 札幌市西区琴似1条6丁目1番30号 サンシャイン琴似102</p> <p>(5) 定款に記載された目的 この法人は、福祉サービスの利用者の人権を守るために、福祉サービスを提供する事業者と利用者之间に立って、その関係を円滑良好なものにする活動を行い、事業者と利用者の対等な関係を確立することによって、高齢者や障害者の福祉の増進と、その人権擁護に寄与することを目的とする。</p>	<p>6(1) 申請のあった年月日 平成14年7月5日</p> <p>(2) 特定非営利活動法人の名称 当別エコロジカルコミュニティー</p> <p>(3) 代表者の氏名 山本 幹彦</p> <p>(4) 主たる事務所の所在地 石狩郡当別町末広380番地 辻野グループビル内</p> <p>(5) 定款に記載された目的 この法人は、当別町を主なフィールドとし、町内外の幅広く分野を越えたネットワークを大切にしながら持続可能な社会を実現するために、生涯学習の視点に立った環境教育事業やコミュニティーの環境の保全はもとより、まちづくりや子どもたちの健やかな自己を涵養する事業等を行い、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。</p>
<p>4(1) 申請のあった年月日 平成14年6月28日</p> <p>(2) 特定非営利活動法人の名称 北海道たすけあいワーカーズ</p>	<p>北海道告示第1278号</p> <p>大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第4項の規定により道が述べた意見の概要は、次のとおりである。</p> <p>平成14年7月26日</p> <p>北海道知事 堀 達 也</p>

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ボヌール函館  
函館市西桔梗町213番4ほか
  - 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社ボヌール 代表取締役 大川 祐一  
札幌市白石区本通21丁目南1番10号
  - 3 道の意見概要
    - (1) 教育施設である幼稚園及び店舗南側住居の生活環境の悪化が想定されることから、騒音及び排気ガス等について改善措置を講じ、生活環境の保持に配慮すること。  
また、店舗南側の東西出入口が交差点と近接していることから、交通渋滞の軽減に配慮すること。
    - (2) 来客自動車により、特に道道函館上磯線の交通量が増加し、周辺道路の交通渋滞による生活環境の悪化を招くおそれがあることから、交通渋滞の軽減に努めること。
    - (3) 駐車場内の歩行者の安全に配慮すること。
  - 4 道の意見通知年月日  
平成14年6月27日
  - 5 届出書等の縦覧
    - (1) 縦覧場所  
北海道経済部地域産業課  
北海道渡島支庁商工労働観光課
    - (2) 縦覧期間  
平成14年7月26日（金）から8月26日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）
    - (3) 縦覧時間  
午前9時から午後5時15分まで
- 北海道告示第1279号**  
土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成14年7月15日、沙流土地改良区の定款の変更を認可した。  
平成14年7月26日  
北海道知事 堀 達也
- 北海道告示第1280号**  
次の地区について、道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。  
その関係書類は、平成14年7月26日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成14年7月26日	北海道知事 堀 達也		
地区名	事業の種類	縦覧場所	
新赤川	土地改良総合整備 [担い手育成型] (農業用排水、暗きよ、客土)	北海道空知支庁	
岩幌中	土地改良総合整備 [担い手育成型] (農業用排水、農道、暗きよ)	同	
<b>北海道告示第1281号</b>			
土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準用する同法第10条第1項の規定により、平成14年7月17日、いわみざわ農業協同組合の行う土地改良（菅野地区基盤整備促進 [基盤整備] (暗きよ) ) 事業の施行を認可した。 平成14年7月26日 北海道知事 堀 達也			
<b>北海道告示第1282号</b>			
土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の工事の完了の届出があった。 平成14年7月26日 北海道知事 堀 達也			
事業主体	地区名	事業の種類	完了年月日
八雲町	栄浜	災害復旧 (農薬用施設)	平成13.7.30
森町	尾白内	同	同 14.3.15
同	濁川第1	同	同 14.3.19
同	富士見第3	同	同 14.3.20
同	濁川第2	同	同
同	富士見第2	同	同
同	上台	同	同
同	磯町	同	同
新函館農業協同組合	市の渡	基盤整備促進 [基盤整備] (暗きよ)	14.3.22
新函館農業協同組合	東の北部	同	同 14.2.28
新函館農業協同組合	萩野西部	同	同
新函館農業協同組合	桜町	同	同 14.3.15

北海道告示第1283号

平成14年度北海道林業改良指導員資格試験を次のとおり実施する。

平成14年7月26日

北海道知事 堀 達也

1 試験期日及び試験時間 平成14年10月6日(日)午前9時30分から午後5時まで

2 試験 地 等 函館市、札幌市、旭川市、網走市、帯広市

(1) 試験 場 所 受験票により通知する。

(2) 試験 場 所 受験票により通知する。

3 試験 の 方 法 林業改良指導員として必要な林業に関する技術及び知識について行う。

(1) 筆 記 試 験 林業一般に関する基礎的知識

ア 必 須 項 目 森林保護、森林機能保全、林産、特用林産及び林業機械のうち

イ 選 択 項 目 受験者の選択する1項目

(2) 口 述 試 験 社会常識その他林業改良指導員として必要な能力について行う。

4 受 験 資 格 次(1)から(5)までのいずれかに該当すること。

(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(同法第69条の2に規定する大学(以下「短期大学」という。)を除く。)において林業に関する正規の課程を修めて卒業した者又は当該課程を修める者のうち、試験の実施期日から起算して1年以内に卒業見込みのもの

(2) 森林法施行令(昭和26年政令第276号)第10条の農林水産大臣の指定する教育機関(その入学資格が短期大学を卒業した者と同等以上の学力を有することとされているもので、その修業年限が2年以上であるものに限る。)において林業に関する正規の課程を修めて卒業した者又は当該課程を修める者のうち試験の実施期日から起算して1年以内に卒業見込みのもの

(3) 短期大学又は森林法施行令第10条の農林水産大臣の指定する教育機関(前号に規定する教育機関を除く。)において林業に関する正規の課程を修めて卒業した者で、卒業後試験の実施期日までに、次のア若しくはイの職務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が2年以上に達するもの

ア 国、地方公共団体その他法人格を有する団体の林業に関する試験研究機関又は学校教育法による高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)その他これと同等以上の教育機関における林業に関する試験研究又は教育

イ 国、地方公共団体その他法人格を有する団体ににおける林業に関する技術についての

普及又は指導

(4) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)による検定に合格した者で、卒業又は検定合格後試験の実施期日までに、前号ア若しくはイの職務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が6年以上に達するもの

(5) 前各号に掲げる者のほか、これらの者と同等以上の学歴及び経験を有すると知事が認められた者

5 受 験 資 格 者 の 認 定

4の受験資格の(5)の認定を受けようとするものは、履歴書、受験資格認定申請書、4の(1)から(4)までに掲げる者と同等以上の学歴及び経験を有することを証明する書類(最終学校卒業証明書及び履歴証明書)を添えて申請し、受験資格認定書の交付を受けてから受験願書を提出すること。

6 受験願書の受付期間及び提出先及び添付書類

(1) 受 付 期 間 平成14年8月8日(木)から21日(水)まで(日曜日及び土曜日を除く。)とし、郵送による場合は、同月21日までの消印のあるもの限り受け付ける。

(2) 提 出 先 郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道水産林務部森林環境室森林活用課 電話番号 011 - 231 - 4111 内線 28 - 814

(3) 添 付 書 類

ア 履歴書

イ 最終学校卒業証明書、卒業見込証明書、検定合格証明書又は受験資格認定書、受験希望地・連絡先記入票

ウ 4の受験資格の(3)又は(4)に該当する者については、4の(3)のア又はイの職務に従事した期間について受験資格を有することを証明する書類(履歴証明書)

再度受験者等で、受験資格を有することが確認済みの場合は、以上の書類(履歴書、受験希望地・連絡先記入票を除く。)について再提出不要

(4) 写真(最近6箇月以内に撮影した正面、上半身及び無帽の名刺版で無台紙のもの。裏面に氏名及び撮影年月日を自署すること。)2枚

7 合 格 発 表 合格発表は、平成14年11月1日(金)に北海道水産林務部森林環境室森林活用課、各支庁経済部林務課及び各茨つくりセンターにおいて公表するとともに、合格者に対して合格証書を交付して行う。

8 そ の 他

(1) 受験及び受験資格の認定申請に必要な用紙は、北海道水産林務部森林環境室森林活用

課、各支庁経済部林務課及び各森づくりセンターで交付する。

(2) 郵送による受験願書の提出に当たっては、封筒に「林業改良指導員資格試験願書在中」と朱書すること。

(3) 受験票は、受験者あてに受験票に記載された現住所へ直接送付する。

(4) 受験地、試験会場について、受験票に記入して送付する。

北海道告示第1284号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めため、次のとおり漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第88号）第5条第1項の規定による届出があった。

その届出に係る指定漁船調書は、漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の事務所に備え置いて、平成14年7月26日から15日間、一般の縦覧に供する。

平成14年7月26日

北海道知事 堀 達 也

発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名 加 入 名 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

茅部郡森町字港町280番地 松居 俊治 森 森 漁 業 協 同 組 合  
同 字本茅部町124番地の1 高田 典彦 八 雲 八 雲 町 漁 業 協 同 組 合  
山越郡八雲町内浦町137番地の3 安千谷信一 八 雲 八 雲 町 漁 業 協 同 組 合  
同 107番地の55 川村金四郎

北海道告示第1285号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成14年7月26日

北海道知事 堀 達 也

1 道路の種類	道路	間	変更前後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との重複区間	縦 覧 場 所
2 道路の路線名、区域及び縦覧場所	函館南茅部線 茅部郡南茅部町字川汲2086番地先まで	函館市鉄山町192番地先から	前	8.00mから 84.47mまで	2,783.79m	—	北海道函館土木現業所
	上長和萩原線	伊達市西開内町216番8地先（道道滝之町伊達線交点）から 伊達市東開内町191番1地先まで	後	8.00mから 84.47mまで	2,783.79m	—	—
	別 海 厚 岸 線	野付郡別海町別海343番4地先から 野付郡別海町上風連12番2地先まで	後	19.00mから 72.64mまで	2,356.65m	—	—
			前	14.00mから 57.00mまで	1,811.00m	—	北海道室蘭土木現業所
			後	16.00mから 44.50mまで	556.51m	道道滝之町伊達線に おける9.00の間	—
			前	14.00mから 57.00mまで	1,811.00m	—	北海道釧路土木現業所
			後	22.00mから 57.00mまで	1,800.00m	—	—
			前	14.00mから 57.00mまで	1,811.00m	—	—
			後	22.00mから 57.00mまで	1,800.00m	—	—

後 14.39mから 1,842.85m  
49.53mまで

北海道告示第1286号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道札幌土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成14年7月26日

北海道知事 堀 達 也

- 1 道路の種類 道道
- 2 路線名 札幌夕張線
- 3 道路の区域 区

変更前 後の別	敷地の幅員	延長	国道等との 重複区間
夕張郡栗山町字継立291番地 先から夕張郡栗山町字継立 226番地先まで	14.50mから 14.50mまで	540.00m	—
後	14.50mから 21.00mまで	540.00m	—

北海道告示第1287号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、公有水面の埋立ての免許を受けた旨、次のとおり出願があった。

その願書及び関係図書は、北海道函館土木現業所に備え置いて、告示の日から起算して3週間、公衆の縦覧に供する。

平成14年7月26日

北海道知事 堀 達 也

- 1 出願の年月日 平成14年6月18日
- 2 出 願 者 北海道
- (1) 名 称 札幌市中央区北3条西6丁目
- (2) 住 所 北海道知事 堀 達也
- (3) 代表者の氏名
- 3 埋 立 区 域 亀田郡恵山町字古武井64番1、72番、73番、79番、81番1、86番1、  
(1) 位 置 102番1、109番、110番1及び114番地先の公有水面

(2) 区 域

区 域 A

次の1の地点から29の地点までを順次に結んだ線及び1の地点と29の地点とを結んだ線によって囲まれた区域（日本測地系による測量の成果を使用）

- 1の地点 三級基準点302（北緯41度47分06秒9170 東経141度07分15秒2656 X = -245.619.315 Y = 72.381.768）から方向角72度15分25秒の方向201.65mの地点
- 2の地点から方向角105度11分47秒の方向4.01mの地点
- 3の地点から方向角100度28分04秒の方向4.93mの地点
- 4の地点から方向角107度35分11秒の方向4.82mの地点
- 5の地点から方向角101度42分24秒の方向9.82mの地点
- 6の地点から方向角110度46分11秒の方向3.76mの地点
- 7の地点から方向角96度22分09秒の方向6.33mの地点
- 8の地点から方向角87度23分51秒の方向9.93mの地点
- 9の地点から方向角90度41分16秒の方向9.99mの地点
- 10の地点から方向角101度38分47秒の方向10.45mの地点
- 11の地点から方向角92度40分14秒の方向3.67mの地点
- 12の地点から方向角71度28分28秒の方向16.79mの地点
- 13の地点から方向角72度19分34秒の方向20.45mの地点
- 14の地点から方向角69度39分57秒の方向20.67mの地点
- 15の地点から方向角79度01分31秒の方向5.79mの地点
- 16の地点から方向角184度22分39秒の方向2.29mの地点
- 17の地点から方向角84度21分39秒の方向2.55mの地点
- 18の地点から方向角184度22分19秒の方向14.60mの地点
- 19の地点から方向角264度22分19秒の方向7.10mの地点
- 20の地点から方向角184度22分48秒の方向4.47mの地点
- 21の地点から方向角264度39分29秒の方向27.98mの地点
- 22の地点から方向角174度39分17秒の方向2.51mの地点
- 23の地点から方向角264度41分31秒の方向19.97mの地点
- 24の地点から方向角264度41分43秒の方向20.07mの地点
- 25の地点から方向角265度46分20秒の方向10.13mの地点

26の地点	25の地点から方向角356度54分15秒の方向2.50mの地点	45の地点	点から91 - 3の地点までを順次に結んだ線、91 - 3の地点と92の地点とを結んだ線、92の地点から1111の地点までを順次に結んだ線及び45の地点と1111の地点とを結んだ線によって囲まれた区域（日本測地系による測量の成果を使用）
27の地点	26の地点から方向角265度46分35秒の方向10.08mの地点	46の地点	三級基準点302（北緯41度47分06秒9170 東経141度07分15秒2656 X = - 245.619.315 Y = 72.381.768）から方向角71度30分25秒の方向203.13mの地点
28の地点	27の地点から方向角272度36分55秒の方向20.29mの地点	47の地点	45の地点から方向角101度00分36秒の方向3.93mの地点
29の地点	28の地点から方向角280度17分40秒の方向16.11mの地点	48の地点	46の地点から方向角99度24分14秒の方向4.83mの地点
区域 B	次の300の地点から44の地点までを順次に結んだ線及び300の地点と44の地点とを結んだ線によって囲まれた区域（日本測地系による測量の成果を使用）	49の地点	47の地点から方向角96度59分51秒の方向4.62mの地点
30の地点	三級基準点302（北緯41度47分06秒9170 東経141度07分15秒2656 X = - 245.619.315 Y = 72.381.768）から方向角78度36分55秒の方向367.33mの地点	50の地点	48の地点から方向角90度55分41秒の方向9.44mの地点
31の地点	30の地点から方向角96度27分25秒の方向13.70mの地点	51の地点	49の地点から方向角91度33分37秒の方向3.41mの地点
32の地点	31の地点から方向角79度16分38秒の方向20.08mの地点	52の地点	50の地点から方向角88度25分14秒の方向6.02mの地点
33の地点	32の地点から方向角78度47分02秒の方向17.15mの地点	53の地点	51の地点から方向角73度54分47秒の方向4.50mの地点
34の地点	33の地点から方向角92度14分19秒の方向2.94mの地点	54の地点	52の地点から方向角346度11分01秒の方向7.83mの地点
35の地点	34の地点から方向角97度34分37秒の方向10.23mの地点	55の地点	53の地点から方向角76度50分56秒の方向6.72mの地点
36の地点	35の地点から方向角105度20分09秒の方向10.26mの地点	56の地点	54の地点から方向角98度29分16秒の方向8.83mの地点
37の地点	36の地点から方向角99度03分33秒の方向0.58mの地点	57の地点	55の地点から方向角86度45分00秒の方向6.35mの地点
38の地点	37の地点から方向角194度50分02秒の方向1.55mの地点	58の地点	56の地点から方向角85度37分38秒の方向3.22mの地点
39の地点	38の地点から方向角194度28分26秒の方向10.73mの地点	59の地点	57の地点から方向角78度48分19秒の方向6.63mの地点
40の地点	39の地点から方向角262度17分29秒の方向2.82mの地点	60の地点	58の地点から方向角171度16分07秒の方向7.34mの地点
41の地点	40の地点から方向角263度17分21秒の方向20.04mの地点	61の地点	59の地点から方向角77度34分41秒の方向2.78mの地点
42の地点	41の地点から方向角264度27分25秒の方向42.46mの地点	62の地点	60の地点から方向角167度34分16秒の方向2.17mの地点
43の地点	42の地点から方向角4度22分24秒の方向5.56mの地点	63の地点	61の地点から方向角76度12分30秒の方向5.05mの地点
44の地点	43の地点から方向角264度22分22秒の方向7.10mの地点	64の地点	62の地点から方向角346度59分06秒の方向4.19mの地点
(3) 面積	区域A 1,815.03m <sup>2</sup> 区域B 1,165.23m <sup>2</sup> 計 2,980.26m <sup>2</sup> （海浜地盛土 1,730.05m <sup>2</sup> ）	65の地点	63の地点から方向角77度01分40秒の方向4.20mの地点
4 埋立てに関する工事の施行区域		66の地点	64の地点から方向角166度25分36秒の方向4.17mの地点
(1) 位置	亀田郡恵山町古武井64番1、72番、73番、79番、81番1、86番1、87番1、94番、101番1、102番1、109番、110番1及び114番地先並びに64番1、71番1、72番、73番及び109番	67の地点	65の地点から方向角79度14分52秒の方向4.93mの地点
(2) 区域	次の45の地点から85の地点までを順次に結んだ線、85の地点と37の地点とを結んだ線、37の地点から39の地点までを順次に結んだ線、39の地点と86の地点とを結んだ線、86の地点から91の地点までを順次に結んだ線、91の地点と91 - 1の地点とを結んだ線、91 - 1の地点	70の地点	66の地点から方向角78度04分09秒の方向20.12mの地点
		71の地点	67の地点から方向角77度57分15秒の方向20.12mの地点
		72の地点	68の地点から方向角77度32分00秒の方向7.31mの地点
		73の地点	69の地点から方向角184度22分04秒の方向2.27mの地点
			70の地点から方向角97度00分31秒の方向6.40mの地点
			71の地点から方向角185度28分32秒の方向7.80mの地点
			72の地点から方向角84度22分27秒の方向31.45mの地点

第 1 3 8 5 号

報 告 道 道 北

74の地点	73の地点から方向角 4度59分24秒の方向12.35mの地点
75の地点	74の地点から方向角93度04分00秒の方向6.15mの地点
76の地点	75の地点から方向角 4度21分25秒の方向0.73mの地点
77の地点	76の地点から方向角99度03分19秒の方向8.72mの地点
78の地点	77の地点から方向角97度42分20秒の方向20.55mの地点
79の地点	78の地点から方向角85度53分29秒の方向2.65mの地点
80の地点	79の地点から方向角 1度40分52秒の方向5.18mの地点
81の地点	80の地点から方向角87度59分15秒の方向19.70mの地点
82の地点	81の地点から方向角178度28分18秒の方向4.27mの地点
83の地点	82の地点から方向角85度03分59秒の方向7.22mの地点
84の地点	83の地点から方向角84度01分58秒の方向9.48mの地点
85の地点	84の地点から方向角83度20分02秒の方向4.97mの地点
37の地点	85の地点から方向角195度12分50秒の方向11.92mの地点
38の地点	37の地点から方向角194度50分02秒の方向1.55mの地点
39の地点	38の地点から方向角194度28分26秒の方向10.73mの地点
86の地点	39の地点から方向角193度52分05秒の方向10.57mの地点
87の地点	86の地点から方向角265度13分32秒の方向2.17mの地点
88の地点	87の地点から方向角262度25分57秒の方向10.13mの地点
89の地点	88の地点から方向角260度48分58秒の方向2.97mの地点
90の地点	89の地点から方向角259度16分44秒の方向17.13mの地点
91の地点	90の地点から方向角269度02分26秒の方向20.26mの地点
91 - 1の地点	91の地点から方向角263度15分56秒の方向2.36mの地点
91 - 2の地点	91 - 1の地点から方向角192度53分31秒の方向22.86mの地点
91 - 3の地点	91 - 2の地点から方向角274度19分49秒の方向16.29mの地点
92の地点	91 - 3の地点から方向角 4度49分39秒の方向19.21mの地点
93の地点	92の地点から方向角 4度45分22秒の方向15.65mの地点
94の地点	93の地点から方向角264度22分22秒の方向31.56mの地点
95の地点	94の地点から方向角185度28分19秒の方向16.07mの地点
96の地点	95の地点から方向角264度00分49秒の方向5.97mの地点
97の地点	96の地点から方向角266度48分46秒の方向20.01mの地点
98の地点	97の地点から方向角266度14分43秒の方向14.90mの地点
99の地点	98の地点から方向角219度40分00秒の方向2.53mの地点
100の地点	99の地点から方向角239度46分00秒の方向17.15mの地点
101の地点	100の地点から方向角309度40分50秒の方向9.74mの地点
102の地点	101の地点から方向角295度58分34秒の方向4.08mの地点

103の地点	102の地点から方向角266度00分41秒の方向7.64mの地点
104の地点	103の地点から方向角265度17分01秒の方向10.55mの地点
105の地点	104の地点から方向角266度23分30秒の方向10.86mの地点
106の地点	105の地点から方向角270度25分43秒の方向7.08mの地点
107の地点	106の地点から方向角274度43分01秒の方向4.07mの地点
108の地点	107の地点から方向角270度47分21秒の方向11.25mの地点
109の地点	108の地点から方向角279度56分50秒の方向5.51mの地点
110の地点	109の地点から方向角280度12分56秒の方向5.68mの地点
111の地点	110の地点から方向角283度01分43秒の方向4.53mの地点
(3) 面積	8,387.16m <sup>2</sup>
5 埋立地の用途	道路敷地

北海道告示第1288号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

平成14年7月26日

北海道知事 堀 達 也

1(1) しゅん功認可の年月日	平成14年7月19日
(2) しゅん功認可を受けた者	北海道
ア 氏名又は名称	札幌市中央区北3条西6丁目
イ 住 所	北海道知事 堀 達也
ウ 代表者の氏名	
(3) 埋 立 区 域	礼文郡礼文町大字船泊村字ヲチヲナイ1002番地先の公有水面
ア 位 置	
イ 区 域	次の①の地点から⑦の地点までを順次に結んだ線及び①の地点と⑦の地点とを結んだ線によって囲まれた区域（日本測地系による測量の結果を使用） 漁港原点（X = 154,890.19、Y = -93,345.32）から方向角100度54分03秒の方向32.30mの地点 ①の地点 ②の地点 ③の地点 ④の地点 ⑤の地点 ⑥の地点 ⑦の地点

<p>⑦の地点 ⑧の地点 ⑨の地点 ⑩の地点 ⑪の地点 ⑫の地点 ⑬の地点 ⑭の地点 ⑮の地点 ⑯の地点 ⑰の地点</p>	<p>⑥の地点から方向角44度50分05秒の方向6.85mの地点 ⑦の地点から方向角74度53分42秒の方向4.55mの地点 ⑧の地点から方向角48度33分43秒の方向24.35mの地点 ⑨の地点から方向角62度26分09秒の方向42.83mの地点 ⑩の地点から方向角78度02分41秒の方向30.12mの地点 ⑪の地点から方向角92度59分42秒の方向10.14mの地点 ⑫の地点から方向角173度28分20秒の方向57.81mの地点 ⑬の地点から方向角263度21分28秒の方向60.01mの地点 ⑭の地点から方向角353度25分57秒の方向6.40mの地点 ⑮の地点から方向角263度21分31秒の方向39.97mの地点 ⑯の地点から方向角173度17分25秒の方向6.55mの地点</p>	<p>⑧の地点 ⑨の地点 ⑩の地点 ⑪の地点 ⑫の地点 ⑬の地点 ⑭の地点 ⑮の地点 ⑯の地点 ⑰の地点 ⑱の地点</p>	<p>⑦の地点から方向角95度31分40秒の方向50.10mの地点 ⑧の地点から方向角185度37分45秒の方向30.00mの地点 ⑨の地点から方向角275度33分55秒の方向50.08mの地点 ⑩の地点から方向角185度33分28秒の方向70.61mの地点 ⑪の地点から方向角275度37分54秒の方向10.70mの地点 ⑫の地点から方向角185度36分01秒の方向80.33mの地点 ⑬の地点から方向角275度35分28秒の方向9.29mの地点 ⑭の地点から方向角185度32分23秒の方向0.30mの地点 ⑮の地点から方向角275度29分31秒の方向21.79mの地点 ⑯の地点から方向角5度43分30秒の方向58.64mの地点 ⑰の地点から方向角40度27分05秒の方向9.54mの地点 ⑱の地点から方向角6度01分07秒の方向24.79mの地点 ⑲の地点から方向角276度57分19秒の方向18.00mの地点 ⑳の地点から方向角1度12分27秒の方向9.49mの地点 ㉑の地点から方向角358度15分35秒の方向6.91mの地点 ㉒の地点から方向角97度00分05秒の方向11.48mの地点</p>
<p>種 類 ウ 面 (4) 免許年月日及び番号 (5) 公有水面埋立法第22条第3項の市町村名</p>	<p>種 類 ウ 面 5,307.40m<sup>2</sup> 平成元年7月27日 砂防第3091号指令 礼文町</p>	<p>種 類 ウ 面 (4) 免許年月日及び番号 (5) 公有水面埋立法第22条第3項の市町村名</p>	<p>種 類 ウ 面 8,260.16m<sup>2</sup> 平成3年7月25日 砂防第3048号指令 礼文町</p>
<p>2(1) しゅん功認可の年月日 (2) しゅん功認可を受けた者 ア 氏名又は名称 イ 住 所 ウ 代表者の氏名 (3) 埋 立 区 域 ア 位 置 イ 区 域</p>	<p>平成14年7月19日 北海道 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道知事 堀 達也</p>	<p>平成14年7月19日 北海道 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道知事 堀 達也</p>	<p>平成14年7月19日 北海道 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道知事 堀 達也</p>
<p>①の地点 ②の地点 ③の地点 ④の地点 ⑤の地点 ⑥の地点 ⑦の地点</p>	<p>①の地点 ②の地点 ③の地点 ④の地点 ⑤の地点 ⑥の地点 ⑦の地点</p>	<p>①の地点 ②の地点 ③の地点 ④の地点 ⑤の地点 ⑥の地点 ⑦の地点</p>	<p>①の地点 ②の地点 ③の地点 ④の地点 ⑤の地点 ⑥の地点 ⑦の地点</p>

呼 5 8 1 3 8 第 一 号

解 公 領 北 興

<p>③の地点 ④の地点 ⑤の地点 ⑥の地点</p> <p>ウ 面 積 905.49㎡</p> <p>(4) 免許年月日及び番号 平成元年7月27日 砂防第3090号指令</p> <p>(5) 公有水面埋立法第22条第3項の市町村名 礼文町</p>	<p>②の地点から方向角126度30分31秒の方向14.68mの地点 ③の地点から方向角216度27分47秒の方向53.49mの地点 ④の地点から方向角126度27分14秒の方向65.49mの地点 ⑤の地点から方向角217度02分37秒の方向1.51mの地点</p> <p>ウ 氏 名 又 は 名 稱 礼文郡礼文町大字船泊村字ヤンベマナイ2番3、2番2、209番2、63番4、7番13、7番12、7番11、7番10及び7番9地先の公有水面</p> <p>ウ 代 表 者 の 氏 名 北海道知事 堀 達也</p> <p>ウ 区 域 礼文郡礼文町大字船泊村字ヤンベマナイ2番3、2番2、209番2、63番4、7番13、7番12、7番11、7番10及び7番9地先の公有水面</p> <p>(3) 埋 立 区 域 次の1の地点から24の地点までを順次に結んだ線及び1の地点と24の地点とを結んだ線によって囲まれた区域 (日本測地系による測量の成果を使用) 漁港原点 (X = 161.349.664、 Y = - 98.607.051) から方向角146度50分10秒の方向42.58mの地点</p>
<p>4(1) しゅん功認可の年月日 平成14年7月19日</p> <p>(2) しゅん功認可を受けた者 ア 氏 名 又 は 名 稱 北海道 礼文市中央区北3条西6丁目</p> <p>イ 住 所 北海道知事 堀 達也</p> <p>ウ 代 表 者 の 氏 名 北海道知事 堀 達也</p> <p>(3) 埋 立 区 域 ア 位 置 礼文郡礼文町大字船泊村字シヨナイハ841番地先の公有水面</p> <p>イ 区 域 次の①の地点から⑦の地点までを順次に結んだ線及び①の地点と⑦の地点とを結んだ線によって囲まれた区域 (日本測地系による測量の成果を使用) 漁港原点 (X = 160.147.40、 Y = - 97.983.80) から方向角358度28分45秒の方向59.53mの地点</p> <p>①の地点 漁港原点 (X = 160.147.40、 Y = - 97.983.80) から方向角358度28分45秒の方向59.53mの地点</p> <p>②の地点 ①の地点から方向角16度56分04秒の方向3.50mの地点</p> <p>③の地点 ②の地点から方向角18度17分09秒の方向48.52mの地点</p> <p>④の地点 ③の地点から方向角107度11分03秒の方向5.99mの地点</p> <p>⑤の地点 ④の地点から方向角188度16分58秒の方向48.49mの地点</p> <p>⑥の地点 ⑤の地点から方向角286度59分13秒の方向4.00mの地点</p> <p>⑦の地点 ⑥の地点から方向角196度56分04秒の方向3.50mの地点</p> <p>ウ 面 積 297.93㎡</p> <p>(4) 免許年月日及び番号 平成3年7月25日 砂防第3047号指令</p> <p>(5) 公有水面埋立法第22条第3項の市町村名 礼文町</p>	<p>1の地点 漁港原点 (X = 161.349.664、 Y = - 98.607.051) から方向角146度50分10秒の方向42.58mの地点</p> <p>2の地点 1の地点から方向角260度58分27秒の方向9.50mの地点</p> <p>3の地点 2の地点から方向角255度33分28秒の方向14.72mの地点</p> <p>4の地点 3の地点から方向角237度23分02秒の方向18.50mの地点</p> <p>5の地点 4の地点から方向角188度25分59秒の方向10.43mの地点</p> <p>6の地点 5の地点から方向角106度12分19秒の方向3.33mの地点</p> <p>7の地点 6の地点から方向角201度00分18秒の方向40.62mの地点</p> <p>8の地点 7の地点から方向角287度13分33秒の方向2.40mの地点</p> <p>9の地点 8の地点から方向角200度08分34秒の方向33.74mの地点</p> <p>10の地点 9の地点から方向角109度30分19秒の方向3.89mの地点</p> <p>11の地点 10の地点から方向角184度52分55秒の方向53.94mの地点</p> <p>12の地点 11の地点から方向角125度59分41秒の方向14.14mの地点</p> <p>13の地点 12の地点から方向角228度39分51秒の方向18.70mの地点</p> <p>14の地点 13の地点から方向角173度51分44秒の方向10.01mの地点</p> <p>15の地点 14の地点から方向角176度57分21秒の方向8.66mの地点</p> <p>16の地点 15の地点から方向角81度01分11秒の方向119.99mの地点</p> <p>17の地点 16の地点から方向角353度08分11秒の方向1.09mの地点</p> <p>18の地点 17の地点から方向角80度58分14秒の方向35.04mの地点</p> <p>19の地点 18の地点から方向角352度52分30秒の方向0.48mの地点</p> <p>20の地点 19の地点から方向角80度59秒12秒の方向32.94mの地点</p> <p>21の地点 20の地点から方向角351度12分45秒の方向36.98mの地点</p> <p>22の地点 21の地点から方向角261度03分03秒の方向81.00mの地点</p> <p>23の地点 22の地点から方向角351度02分36秒の方向95.00mの地点</p> <p>24の地点 23の地点から方向角261度07分28秒の方向10.44mの地点</p>
<p>5(1) しゅん功認可の年月日 平成14年7月19日</p> <p>(2) しゅん功認可を受けた者</p>	<p>23の地点 24の地点</p>

<p>ウ 面 積 17,038.83㎡</p> <p>(4) 免許年月日及び番号 平成4年7月17日 砂防第3068号指令</p> <p>(5) 公有水面埋立法第22条第3項の市町村名 礼文町</p>	<p>⑨の地点 ⑧の地点から方向角228度37分53秒の方向7.75mの地点</p> <p>⑩の地点 ⑨の地点から方向角142度24分11秒の方向102.67mの地点</p> <p>⑪の地点 ⑩の地点から方向角233度01分45秒の方向111.80mの地点</p> <p>埋立区域C 次の⑫の地点から⑳の地点までを順次に結んだ線及び㉒の地点と㉓の地点とを結んだ線によって囲まれた区域 (日本測地系による測量の成果を使用)</p>
<p>6(1) しゅん功認可の年月日 平成14年7月19日</p> <p>(2) しゅん功認可を受けた者 ア 氏名又は名称 北海道 イ 住 所 札幌市中央区北3条西6丁目 ウ 代表者の氏名 北海道知事 堀 達也 エ 埋立区域 置 礼文郡礼文町大字船泊村字レタリウタ834番、366番、18番4、18番2、18番1及び字ヌコトソトヌリ838番地先の公有水面</p>	<p>⑫の地点 漁港原点 (X = 162,412.79、Y = -99,424.65) から方向角144度13分08秒の方向106.61mの地点</p> <p>⑬の地点 ⑫の地点から方向角142度48分47秒の方向5.38mの地点</p> <p>⑭の地点 ⑬の地点から方向角142度21分46秒の方向119.48mの地点</p>
<p>イ 区 域 埋立区域A 次の①の地点と②の地点とを結んだ線、②の地点と③の地点とを結んだ線、③の地点から⑥の地点までを順次に結んだ線及び①の地点と⑥の地点とを結んだ線によって囲まれた区域 (日本測地系による測量の成果を使用)</p> <p>①の地点 漁港原点 (X = 162,412.79、Y = -99,424.65) から方向角345度47分04秒の方向7.75mの地点</p> <p>②の地点 ①の地点から方向角142度35分18秒の方向8.16mの地点</p> <p>③の地点 ②の地点から方向角233度17分35秒の方向2.25mの地点</p> <p>④の地点 ③の地点から方向角228度36分25秒の方向3.38mの地点</p> <p>⑤の地点 ④の地点から方向角62度29分06秒の方向3.50mの地点</p> <p>⑥の地点 ⑤の地点から方向角308度30分12秒の方向7.43mの地点</p> <p>埋立区域B 次の⑦の地点から⑩の地点までを順次に結んだ線及び⑦の地点と⑩の地点とを結んだ線によって囲まれた区域 (日本測地系による測量の成果を使用)</p> <p>⑦の地点 漁港原点 (X = 162,412.79、Y = -99,424.65) から方向角229度18分33秒の方向48.65mの地点</p> <p>⑧の地点 ⑦の地点から方向角53度31分07秒の方向19.40mの地点</p>	<p>⑮の地点 ⑭の地点から方向角232度28分33秒の方向72.10mの地点</p> <p>⑯の地点 ⑮の地点から方向角337度50分55秒の方向18.33mの地点</p> <p>⑰の地点 ⑯の地点から方向角336度19分51秒の方向5.85mの地点</p> <p>⑱の地点 ⑰の地点から方向角322度55分52秒の方向7.48mの地点</p> <p>⑲の地点 ⑱の地点から方向角356度13分31秒の方向20.35mの地点</p> <p>⑳の地点 ⑲の地点から方向角287度50分13秒の方向19.39mの地点</p> <p>㉑の地点 ⑳の地点から方向角322度55分48秒の方向34.95mの地点</p> <p>㉒の地点 ㉑の地点から方向角322度56分59秒の方向8.89mの地点</p> <p>㉓の地点 ㉒の地点から方向角13度05分07秒の方向19.43mの地点</p> <p>㉔の地点 ㉓の地点から方向角97度48分32秒の方向7.06mの地点</p> <p>㉕の地点 ㉔の地点から方向角52度50分37秒の方向10.00mの地点</p> <p>㉖の地点 ㉕の地点から方向角17度14分06秒の方向8.60mの地点</p> <p>㉗の地点 ㉖の地点から方向角52度48分26秒の方向27.69mの地点</p> <p>埋立区域A 32.62㎡</p> <p>埋立区域B 1,215.49㎡</p> <p>埋立区域C 7,551.26㎡</p> <p>計 8,799.37㎡</p> <p>ウ 面 積</p> <p>(4) 免許年月日及び番号 平成11年1月5日 砂防第73-31号指令</p> <p>(5) 公有水面埋立法第22条第3項の市町村名 礼文町</p>

北海道告示第1289号  
 平成14年北海道告示第1188号 (都市計画事業の認可)の一部を次のように改正する。

第 1385 号

報 奨 公 司

<p>平成14年7月26日 3の事項中「平成16年3月31日」を「平成18年3月31日」に改める。</p>	<p>北海道知事 堀 達 也</p>																		
<p>公 社</p>	<p>北海道知事 堀 達 也</p>																		
<p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第3項の規定により、標準町長、別海町長、中標津町長及び羅臼町長から申請のあった根室北部廃棄物処理広域連合の設置を平成14年7月19日許可した。 平成14年7月26日</p>	<p>北海道知事 堀 達 也</p>																		
<p>次のとおりプロポーザルの提出を要請する。 平成14年7月26日</p>	<p>北海道知事 堀 達 也</p>																		
<p>1 業務概要 (1) 業 務 名 北海道高速情報通信基盤整備事業「公共端末等システム開発業務」 (2) 業務内容 インターネット利用の普及・拡大を図ることを目的として、本庁及び13支庁（石狩支庁を除く。）のロビーに公共端末を設置することとしており、これに必要なシステム開発、システム設定及び試験調整を委託する。 (3) 履行期限 平成14年12月7日（土） 2 参加資格及び審査の考え方 (1) プロポーザルの提出者に要求される資格 ア 平成13年北海道告示第19号又は平成14年北海道告示第9号に規定する情報システムの開発の資格を有すること。 イ 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成4年9月11日付け局総第461号）の規定に基づく指名停止期間中でない者であること。 ウ 道内に本店、支店又は営業所等の営業拠点を有する者であること。 (2) プロポーザルの審査の考え方 ア 提案者の実力 イ 総合的な考え方 ウ システムの設定及び試験調整の考え方 エ システムの提案 オ システムの操作性、公共端末の独自機能、アプリケーション提供方法、システムの</p>	<p>管理方法及びシステムの拡張性・柔軟性 3 手続等 (1) 担当部課 郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道総合企画部 I T推進室情報基盤課 電話番号 011 - 231 - 4111 内線 23 - 574 ファクシミリ 011 - 232 - 3962 (2) プロポーザル説明書の交付期間、交付場所及び方法 平成14年7月26日（金）から8月9日（金）まで （土曜日及び日曜日は除く。交付時間は午前9時から午後5時まで） 交付場所は、(1)に同じ。 直接交付する（郵送はしない。）。 (3) 参加表明書の提出期限、提出場所及び方法 平成14年8月9日（金）午後5時まで 提出場所は、(1)に同じ。 持参又は郵送（書留郵便に限る。）による。 (4) 企画提案書の提出期限、提出場所及び方法 平成14年8月27日（火）午後5時まで 提出場所は、(1)に同じ。 持参すること。 4 その他 詳細は、プロポーザル説明書によること。</p>																		
<p>イ 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成4年9月11日付け局総第461号）の規定に基づく指名停止期間中でない者であること。 ウ 道内に本店、支店又は営業所等の営業拠点を有する者であること。 (2) プロポーザルの審査の考え方 ア 提案者の実力 イ 総合的な考え方 ウ システムの設定及び試験調整の考え方 エ システムの提案 オ システムの操作性、公共端末の独自機能、アプリケーション提供方法、システムの</p>	<p>漁業法（昭和24年法律第267号）第35条の規定に基づき、次のとおり休業の届出があった。 なお、同法第36条第1項の規定による当該漁業の休業中の許可の申請期間は、平成14年7月26日から平成14年8月2日までとする。 平成14年7月26日</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業の名称</th> <th>漁場の位置</th> <th>漁業権番号</th> <th>休 業 期 間</th> <th>北海道知事 堀 達 也</th> <th>漁業権者の住所及び氏名又は名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>さけ定置漁業</td> <td>函館市地先</td> <td>函さけ定第9号</td> <td>平成14年9月1日から12月17日まで</td> <td>函館市根崎町514番地の2</td> <td>勲外66名</td> </tr> <tr> <td>さけ定置漁業</td> <td>同</td> <td>函さけ定第10号</td> <td>平成14年9月1日から12月17日まで</td> <td>函館市根崎町514番地の2</td> <td>勲外66名</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の名称	漁場の位置	漁業権番号	休 業 期 間	北海道知事 堀 達 也	漁業権者の住所及び氏名又は名称	さけ定置漁業	函館市地先	函さけ定第9号	平成14年9月1日から12月17日まで	函館市根崎町514番地の2	勲外66名	さけ定置漁業	同	函さけ定第10号	平成14年9月1日から12月17日まで	函館市根崎町514番地の2	勲外66名
漁業の名称	漁場の位置	漁業権番号	休 業 期 間	北海道知事 堀 達 也	漁業権者の住所及び氏名又は名称														
さけ定置漁業	函館市地先	函さけ定第9号	平成14年9月1日から12月17日まで	函館市根崎町514番地の2	勲外66名														
さけ定置漁業	同	函さけ定第10号	平成14年9月1日から12月17日まで	函館市根崎町514番地の2	勲外66名														

支 庁 報 告

北海道上川支庁告示第25号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成14年7月26日

北海道上川支庁長 吉 田 洋 一

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
 名寄市字豊栄136番2
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
 札幌市北区北9条西3丁目7番地  
 株式会社 土屋ホーム  
 代表取締役 川本 謙  
 札幌市中央区北7条西13丁目9番地の1 塚本ビル  
 株式会社 土屋ツーバイホーム  
 代表取締役 工藤 正利
- 3 開発許可年月日及び番号  
 平成14年4月26日 上建設第14・2号

札幌医科大学告示

札幌医科大学告示第23号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成14年7月26日

札幌医科大学長 秋 野 豊 明

- 1 入札に付する事項  
 (1) 調達をする物品等の名称及び数量  
 ア ルミノ・イメージアナライザー 1台  
 イ 微弱蛍光画像解析システム及び冷却CCDカメラシステム 各一式  
 (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。  
 (3) 納 入 期 日  
 ア ルミノ・イメージアナライザー 平成14年9月13日（金）  
 イ 微弱蛍光画像解析システム及び冷却CCDカメラシステム 平成14年10月18日（金）  
 (4) 納 入 場 所 入札説明書による。  
 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成13年北海道告示第19号又は平成14年北海道告示第9号に規定する道の物品の購入に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関して指名を停止されていないこと。
- (3) 当該調達物品に関し、札幌市内及び札幌市に隣接する市町村に本店又は支店（営業所）を有し、迅速なアフターサービスが可能なこと。
- 3 契約条項を示す場所  
 北海道札幌市中央区南1条西17丁目 札幌医科大学事務局管財課  
 4 入札執行の場所及び日時  
 (1) 入 札 場 所 北海道札幌市中央区南1条西17丁目  
 札幌医科大学事務局管財課入札室  
 (2) 入 札 日 時 平成14年8月8日（木）  
 ア 入 札 日 時 午前10時  
 イ 入 札 時 間 午前10時10分  
 (イ) ルミノ・イメージアナライザー  
 (イ) 微弱蛍光画像解析システム及び冷却CCDカメラシステム  
 (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。  
 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。  
 5 入 札 保 証 金  
 (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。  
 (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。  
 6 入札説明書の交付に関する事項  
 (1) 交 付 場 所 北海道札幌市中央区南1条西17丁目  
 札幌医科大学事務局管財課  
 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。  
 7 郵便等による入札  
 郵便及び電報による入札は認めない。  
 8 落札者の決定方法  
 財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。  
 9 契約書作成の要否

第 5813 号 報 奨 団

報 奨 団 公 報

<p>要</p> <p>10 入札参加申込書の提出 入札参加希望者は、次により所定の入札参加申込書を提出すること。</p> <p>(1) 提出期限 平成14年8月5日(月)</p> <p>(2) 提出場所 北海道札幌市中央区南1条西17丁目 札幌医科大学事務局管財課</p> <p>11 その他</p> <p>(1) 開札の時に於いて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。</p> <p>(2) 入札金額に係る消費税等の取扱い ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。</p> <p>(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名 称 札幌医科大学事務局管財課 イ 所 在 地 郵便番号 060-8556 札幌市中央区南1条西17丁目 電話番号 011-611-2111 内線 2253</p> <p>(4) この入札の執行は、公開する。</p> <p>(5) 詳細は、入札説明書による。</p>	<p><b>奨励金交付金給付金返還公告</b></p> <p><b>北海道教育庁石狩教育局告示第11号</b></p> <p>次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。</p> <p>平成14年7月26日</p> <p>北海道教育庁石狩教育局長 大内 主 計</p> <p>1(1) 落札者に係る物品等の名称及び数量 パーソナルコンピュータ 一式 208台</p> <p>(2) 落札を決定した日 平成14年7月16日</p> <p>(3) 落札者の氏名及び住所</p>
<p>ア 氏 名 株式会社大塚商会 イ 住 所 東京都千代田区三崎町2丁目12番1号</p> <p>(4) 落札金額 18,270,000円</p> <p>(5) 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札</p> <p>(6) 一般競争入札の公告 平成14年北海道教育庁石狩教育局告示第8号</p> <p>(7) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名 称 北海道教育庁石狩教育局企画総務課 イ 住 所 北海道札幌市中央区北3条西7丁目</p> <p>2(1) 落札者に係る物品等の名称及び数量 パーソナルコンピュータ 一式 178台</p> <p>(2) 落札を決定した日 平成14年7月16日</p> <p>(3) 落札者の氏名及び住所 ア 氏 名 株式会社大塚商会 イ 住 所 東京都千代田区三崎町2丁目12番1号</p> <p>(4) 落札金額 16,065,000円</p> <p>(5) 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札</p> <p>(6) 一般競争入札の公告 平成14年北海道教育庁石狩教育局告示第8号</p> <p>(7) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名 称 北海道教育庁石狩教育局企画総務課 イ 住 所 北海道札幌市中央区北3条西7丁目</p>	<p>3(1) 落札者に係る物品等の名称及び数量 パーソナルコンピュータ 一式 75台</p> <p>(2) 落札を決定した日 平成14年7月16日</p> <p>(3) 落札者の氏名及び住所 ア 氏 名 大丸藤井株式会社</p>

- イ 住所 北海道札幌市中央区南1条西3丁目2番地
- (4) 落札金額  
7,284,375円
- (5) 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- (6) 一般競争入札の公告  
平成14年北海道教育庁石狩教育局告示第8号
- (7) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地  
ア 名称 北海道教育庁石狩教育局企画総務課  
イ 住所 北海道札幌市中央区北3条西7丁目

北海道選挙管理委員会告示第107号

昭和57年北海道選挙管理委員会告示第102号（不在者投票を行うことができる病院等の指定）の一部を次のように改正する。  
平成14年7月26日

北海道選挙管理委員会委員長 高橋 康之

- 「創成えんどう病院 同 南3条東3丁目13 同 同 を
- 田 畑 病 院 同 南5条西2丁目6 の1 同 同 を
- 「医療法人創成えんどう病院 同 南3条東3丁目13 平14. 7.17 同 同 を
- 田 畑 病 院 同 南5条西2丁目6 の1 57.12. 8 に、
- 「形成外科メモリアル病院 同 北36条西8丁目1の25 57.12. 8 を
- 「医療法人社団カリス サツポロ形成外科メモリアル病院 同 北36条西8丁目1の25 平14. 7.17 に、
- 「同 同 大谷地東5丁目5 番35号 平元.11.15 を
- 「同 同 大谷地東5丁目5 番35号 平元.11.15 を
- 「同 同 大谷地東5丁目5 番35号 平元.11.15 に、
- 「羊ヶ丘病院 同 月寒東1条19丁目1番1号 58. 3.28 を

- 「医療法人社団悠仁会 羊ヶ丘病院 同 月寒東1条19丁目1番1号 平14. 7.17 に改め、
- 「北海道立札幌北野病院 同 北野4条5丁目5の40 57.12. 8 を削り、
- 「今井外科病院 札幌市西区八軒6条東4丁目4の22 57.12. 8 を
- 医療法人耕仁会札幌太田病院 同 山の手5条5丁目1の1 同
- 「医療法人社団賢仁会 今井外科病院 札幌市西区八軒6条東4丁目4の22 平14. 7.17 に、
- 医療法人耕仁会札幌太田病院 同 山の手5条5丁目1の1 57.12.8 に、
- 「同 使徒ルカ会 ルカ病院 同 八軒2条西1丁目1の1 同 を
- 「同 社団明生会 琴似ロイヤル病院 同 八軒2条西1丁目1の1 同 に、
- 「同 使徒ルカ会 手稲ルカ病院 同 手稲金山124番地 57.12. 8 を
- 「同 社団明生会 手稲ロイヤル病院 同 手稲金山124番地 57.12. 8 に、
- 「医療法人アソリー・ユナソ会深川第一病院 深川市4条12の7 同 同 を
- 「医療法人アソリー・デユナソ会深川第一病院 深川市あけぼの町1番1号 同 同 に、
- 「特別養護老人ホーム グリーンプラザ路 同 篠路2条9丁目1番80号 平12. 2.15 」
- 「特別養護老人ホーム 社会福祉法人大友恵 愛会特別養護老人ホーム大友恵愛園 札幌市東区北17条東5丁目272の3 57.12. 8 を
- 「特別養護老人ホーム クリーンプラザ路 同 篠路2条9丁目1番80号 平12. 2.15 」
- 「特別養護老人ホーム 清香園 同 新琴似1条3丁目35番1号 平14. 7.17 に改める。
- 「社会福祉法人大友恵 愛会特別養護老人ホーム大友恵愛園 札幌市東区北17条東5丁目272の3 57.12. 8 」

道 公 安 委 員 会 告 示

北海道公安委員会告示第66号

遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合している旨の検定（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の検定をいう。）を行ったので、同規則第9条第1項の規定により公示する。

平成14年7月26日

北海道公安委員会委員長 潮 田 隆

検定申請者の氏名 又は名称及び住所	東京都江東区有明三丁目1番地25 株式会社ミズホ
代表者の氏名	代表取締役 安藤 壽雄
製造又は検査を行う事業所の所在地	千葉県四街道市鷹の台一丁目1番地
遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
型式名	CRパワフル球ちゃん
製造業者名	株式会社ミズホ
型式試験番号	20030600
検定年月日	平成14年7月26日
検定番号	第20030600号
検定の有効期間	公示の日（平成14年7月26日）から3年間
検定申請者の氏名 又は名称及び住所	沖縄県宜野湾市真志喜2丁目13番10号 株式会社メーシー販売
代表者の氏名	代表取締役 別所 直綱
製造又は検査を行う事業所の所在地	栃木県小山市荒井561番地 千葉県四街道市鷹の台一丁目1番地
遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
型式名	CRトキキスナーシヨソX
製造業者名	株式会社メーシー販売
型式試験番号	20032700
検定年月日	平成14年7月26日
検定番号	第20032700号
検定の有効期間	公示の日（平成14年7月26日）から3年間

検定申請者の氏名 又は名称及び住所	愛知県名古屋市中村区烏森町三丁目56番地 株式会社ニユーギン
代表者の氏名	代表取締役 新井 悠司
製造又は検査を行う事業所の所在地	三重県桑名市大字下深谷部字山之原337番1
遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
型式名	CRお江戸でござるL
製造業者名	株式会社ニユーギン
型式試験番号	20033200
検定年月日	平成14年7月26日
検定番号	第20033200号
検定の有効期間	公示の日（平成14年7月26日）から3年間
検定申請者の氏名 又は名称及び住所	愛知県名古屋市中村区烏森町三丁目56番地 株式会社ニユーギン
代表者の氏名	代表取締役 新井 悠司
製造又は検査を行う事業所の所在地	三重県桑名市大字下深谷部字山之原337番1
遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
型式名	CRお江戸でござるM
製造業者名	株式会社ニユーギン
型式試験番号	20037700
検定年月日	平成14年7月26日
検定番号	第20037700号
検定の有効期間	公示の日（平成14年7月26日）から3年間
検定申請者の氏名 又は名称及び住所	東京都台東区台東三丁目6番13号 テクノコミュニケーション株式会社
代表者の氏名	代表取締役 河田 節子
製造又は検査を行う事業所の所在地	栃木県下都賀郡野木町大字南赤塚1458
遊技機の種類	回胴式遊技機
遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号
型式名	セブンスヘブン-30
製造業者名	テクノコミュニケーション株式会社
型式試験番号	24029900

検 定 年 月 日	平成14年7月26日
検 定 番 号	第24029900号
検定の有効期間	公示の日(平成14年7月26日)から3年間
検定申請者の氏名 又は名称及び住所	群馬県桐生市広沢町2丁目3014番地の8 株式会社平和
代表者の氏名	代表取締役 中島 潤
製造又は検査を行 う事業所の所在地	群馬県桐生市広沢町2丁目3014番地の8
遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
型 式 名	CR・ほっかほか銭湯Y
製造業者名	株式会社平和
型式試験番号	20037600
検 定 年 月 日	平成14年7月26日
検 定 番 号	第20037600号
検定の有効期間	公示の日(平成14年7月26日)から3年間
検定申請者の氏名 又は名称及び住所	愛知県名古屋市中川区太平通一丁目3番地 株式会社高尾
代表者の氏名	代表取締役 内ヶ島敏博
製造又は検査を行 う事業所の所在地	愛知県名古屋市中川区藤元町一丁目35番地
遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
型 式 名	CRスパイダーマンL
製造業者名	株式会社高尾
型式試験番号	20030800
検 定 年 月 日	平成14年7月26日
検 定 番 号	第20030800号
検定の有効期間	公示の日(平成14年7月26日)から3年間
検定申請者の氏名 又は名称及び住所	愛知県名古屋市中川区太平通一丁目3番地 株式会社高尾
代表者の氏名	代表取締役 内ヶ島敏博
製造又は検査を行 う事業所の所在地	愛知県名古屋市中川区高元町一丁目35番地
遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
型 式 名	ぱちんこ遊技機

の 型 式 名	CRスパイダーマンM
製造業者名	株式会社高尾
型式試験番号	20036800
検 定 年 月 日	平成14年7月26日
検 定 番 号	第20036800号
検定の有効期間	公示の日(平成14年7月26日)から3年間
検定申請者の氏名 又は名称及び住所	東京都台東区東上野二丁目11番7号 株式会社オリンピア
代表者の氏名	代表取締役 石原 昌幸
製造又は検査を行 う事業所の所在地	沖縄県那覇市港町3丁目4番12号 群馬県邑楽郡大泉町古海794番地54 神奈川県横浜市中区新山下3丁目3番43号 群馬県伊勢崎市日乃出町1038
遊技機の種類	回胴式遊技機
遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号
型 式 名	ゴールドアツポールド
製造業者名	株式会社オリンピア
型式試験番号	24028200
検 定 年 月 日	平成14年7月26日
検 定 番 号	第24028200号
検定の有効期間	公示の日(平成14年7月26日)から3年間
検定申請者の氏名 又は名称及び住所	東京都台東区東上野二丁目11番7号 株式会社オリンピア
代表者の氏名	代表取締役 石原 昌幸
製造又は検査を行 う事業所の所在地	沖縄県那覇市港町3丁目4番12号 群馬県邑楽郡大泉町古海794番地54 神奈川県横浜市中区新山下3丁目3番43号 群馬県伊勢崎市日乃出町1038
遊技機の種類	回胴式遊技機
遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号
型 式 名	スットコソンドウチュウ
製造業者名	株式会社オリンピア
型式試験番号	24030400
検 定 年 月 日	平成14年7月26日
検 定 番 号	第24030400号
検定の有効期間	公示の日(平成14年7月26日)から3年間



の概要	型式名	アベッチ A
	製造業者名	株式会社/パイオニア
型式試験番号	型式試験番号	14067800
	検定年月日	平成14年7月26日
検定番号	第14067800号	
検定の有効期間	公示の日(平成14年7月26日)から3年間	
検定申請者の氏名又は名称及び住所	三重県松坂市中央町鐘突2185番地の2 岡崎産業株式会社	
代表者の氏名	代表取締役 岡崎 安弘	
製造又は検査を行う事業所の所在地	三重県松坂市中央町鐘突2185番地の2	
型式名	遊技機の種類	回胴式遊技機
型式名	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号
型式試験番号	製造業者名	スーパージョックポットV 岡崎産業株式会社
型式試験番号	型式試験番号	24034300
検定年月日	検定年月日	平成14年7月26日
検定番号	検定番号	第24034300号
検定の有効期間	公示の日(平成14年7月26日)から3年間	

試験結果の報告

北海道警察本部告示第135号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成14年7月26日

北海道警察本部長 上原 美都男

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
運転免許証作成システム一式(1月当たりの単価)
- 2 落札を決定した日  
平成14年6月27日
- 3 落札者の氏名及び住所  
(1) 氏名 日本アイデージェシステム株式会社  
(2) 住所 東京都新宿区新宿4丁目3番17号
- 4 落札金額  
3,859,800円

- 5 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告  
平成14年5月17日付け北海道警察本部告示第76号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地  
(1) 名称 北海道警察本部総務部会計課  
(2) 所在地 北海道札幌市中央区北2条西7丁目

毎週火・金曜日発行

(購読料金(送料とも)は月額三千四百四十円)

印編発

刷集行

富北  
士海  
道道  
プリン  
ント総  
ト務  
株部  
式法  
会制  
社文  
道書  
課